

藤沢市小規模保育事業の認可保育所化の選定に係わる審査基準・採点表（保育現場視察）

審査の基準		評 価 の 視 点
1. 保育環境	(1)子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備	①よく整理されていて、過ごしやすい環境が整えられているか（動線は確保されているか等）。
		②衛生的な手洗い場やトイレの設置がされているか。
		③家具の転倒防止や指はさみの防止対策、安全な形状の家具や遊具の使用されているか。
	(2)生活の場に相応しい環境とする取り組み	子どもの動きに合わせた保育士の配置がされているか。
2. 保育内容	(1)子ども一人ひとりへの理解・受容	①子どもにわかりやすい温かな言葉づかい、穏やかな話し方がされているか。
		②子どもが心地よく過ごせるよう、子どもの様子に気を配り適切な接し方をしているか。
		③保護者との間で子どもの情報を共有する工夫をしているか。
	(2)子どもが自発的に活動できる環境整備	①子どもの発達段階に即した玩具や遊具の用意。
		②子どもの発達段階に応じた自然とのふれあい。
		③子どもたちの活動意欲を育む工夫がされているか（建物の構造や掲示物等により食育や言葉等を学べる機会を設ける工夫がされているか。）。
	(3)さまざまな表現活動が自由に体験できる配慮	①子どもの作品の保育への活用、工夫した飾り付け、大切な取り扱い。
		②様々な表現遊びの取り入れ。
3. 職員に関する事項	(1)職員の体制や人材育成について	①施設長を中心とした命令系統が確立されており、職員間の連携がとれた運営が可能か。
		②研修を受ける機会を設けるなど、保育従事者の専門性等の向上に努めているか。
		③職員の休憩場所の確保など、執務環境水準の向上に努めているか。
4. 危機管理	(1)子どもの生命を守る体制の整備	①不審者の侵入防止策やカメラの設置等、防犯体制の整備。
		②緊急時の連絡体制や避難方法についてのわかりやすい掲示。
		③避難訓練の実施内容（方法や頻度等）。
	(2)感染症対策	感染症対策は実施されているか。
5. 保護者及び近隣への対応	(1)保護者への配慮などが考えられているか	掲示等による保護者へのわかりやすい情報提供の工夫。
	(2)近隣への対応	①周辺環境に配慮した保育運営に努めているか。 （音の対策に係る設備や送迎時の工夫または行事開催時の近隣への配慮等）
		②地域との交流や連携が図られているか（掲示物やポスター等による地域への情報発信等）。
6. 苦情解決	(1)苦情解決の仕組みの周知	①保護者に対して苦情の受付担当者のわかりやすい周知がされているか。
		②苦情への対応方法。
7. 給食	(1)アレルギーへの対応	アレルギー対応が適切に図られているか。
8. 加点項目	加点に値する項目が在る場合、その内容を右欄に記入した上で加点することができる。なお、上記各項目で挙げられている項目であっても、内容が非常に優れていれば、本項目で更に評価することができる。 ※評価項目は、調査施設ごとに各委員同一とする。	①
		②
		③